

平成25年第2回紀の川市議会定例会 第5日

平成25年 6月28日（金曜日） 開 議 午前 9時29分

閉 会 午前10時30分

◎議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第 70号 工事請負契約の締結について（河南学校給食センター建設工事）
- 日程第2 議案第 62号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 議案第 65号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第 71号 紀の川市職員等の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 72号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第 60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定について
- 議案第 63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 61号 紀の川市ふるさと産品展示場条例の全部改正について
- 議案第 64号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 67号 指定管理者の指定について
- 議案第 68号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第 69号 紀の川市道路線の廃止について
- 日程第5 議案第 66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 委員会提出議案第1号 紀の川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 閉会中の継続審査および調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂

8番	上野 健	9番	杉原 勲	10番	高田 英亮
11番	寺西 健次	12番	堂脇 光弘	13番	田代 範義
14番	石井 仁	15番	森田 幾久	16番	井沼 武彦
17番	今西 敏文	18番	竹村 広明	19番	岡田 勉
20番	坂本 康隆	21番	大森 道夫	22番	亀岡 雅文
23番	村垣 正造	24番	西川 泰弘		

○欠席議員（1名）

3番 原 延 治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	田村 武
市長公室長	林 信良	企画部長	橋口 順
総務部長	竹中 俊和	市民部長	北林 佳高
地域振興部長	吉田 靖	保健福祉部長	服部 恒幸
農林商工部長	歌 英樹	建設部長	尾崎 好民
国体対策局長	畑野 孝典	会計管理者	武田 雅明
水道部長	上 始	農業委員会事務局長	立具 秀敏
教育長	松下 裕	教育部長	西田 好宏
総務部財政課長	森本 浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田 博敏	次長兼議事調査課長	藤井 節子
議事調査課課長補佐	岩本 充晃	議事調査課係長	田中 啓吾

（開議 午前 9時29分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告等も含めて議事運営に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、日程第2から第4では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち、議案第66号以外の案件について各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する質疑の後、議案について、討論、採決を行います。日程第5では、分割付託していた議案第66号について、再度各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する一括質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第70号 工事請負契約の締結について（河南学校給食センター建設工事）

○議長（西川泰弘君） 日程第1、6月24日の本会議で提案説明のありました議案第70号 工事請負契約の締結について（河南学校給食センター建設工事）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号については、委員会付託を省略し、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

これより、ただいま議題となっております議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井君。

○14番（石井 仁君）（自席） おはようございます。

議案第70号の質疑を行いたいと思っております。

入札の中身ということではなくて、今度の工事請負契約が4,000食の給食センター

をつくと、いよいよ建設になるということで、どういう施設になるのか、施設の特徴を御説明いただきたいというふうに思うのと。

もう一つは、このセンターでの運用で、自校給食のよさがどう生かされてくるのかと、どう生かしていく計画なのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

センター方式で統一するというので、あり方検討委員会で望ましいということで、答申がされたり、またそれを受けて、ひらかれた教育委員会の中でも、自校給食のよさを生かした給食を目指すとか、きめ細やかな対応のできる施設とするということが述べられたり、記されたりしていますので、その点、このセンターでどう自校給食のよさが生かされるのかということをお聞きいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） ただいまの石井議員の御質問ですが、河南学校給食センターは、学校給食法における学校給食の目標、紀の川市食育推進計画の基本方針を尊重し、学校教育の一環として、安全でおいしい学校給食を提供するとともに、文部科学省の指導する学校給食衛生基準に適応した施設として計画してございます。

平成22年12月に、紀の川市の望ましい学校給食のあり方検討委員会において、センター方式に統一することが望ましいとの答申が出されました。それに伴い、平成24年度に新学校給食センターの設計委託費を議会でお認めいただき、設計を検討してまいったところでございます。

新学校給食センターの概要につきましては、学校給食衛生管理基準に準じた衛生的な施設とし、汚染作業区域、非汚染作業区域、その他区域の明確なエリア区分とし、除去食対応のアレルギー調理室も設置してございます。なお、アレルギーの対応につきましては、命にかかわることですので、校医や学校栄養士などにも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

また、2階は、地域にひらかれた給食センターとして、調理工程を見学できる見学コーナーや児童・生徒や保護者の食育の場としての会議室を設置してございます。電気設備として、LED照明による省エネ化、非常時・災害時の炊き出し用器具の電源供給対応できる整備も考えてございます。衛生管理の徹底を図るため、調理工程で発生する危害を未然に防ぐための空調管理システムであるハセップという食品製造上での安全管理方式を導入してございます。調理場につきましては、学校衛生管理基準に沿ったドライ方式とし、厨房機器もドライ方式対応の仕様となっております。また、洗浄システムについては、食器と食管を同時に洗浄して、天吊り式コンテナ消毒装置により、食器を入れた状態で消毒保管するため、完全な衛生管理できる施設となっております。

自校方式のよさを生かすためにということで、温かいものを温かいまま提供できる食缶の採用、または地産地消の野菜や果物を使用するなど、工夫を重ねていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） ないようですので、以上で質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております議案に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、議案第70号について、反対討論、14番 石井 仁君の発言を許可します。

石井君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

議案第70号 工事請負契約の締結について、反対討論を行います。

本議案は、現在自校給食と民間委託で提供している打田・桃山・貴志川地区の学校給食に対応する4,000食の給食センターを建設するための工事請負契約の議決を求めるものであります。

建設される給食センターは、来年、平成26年夏休み明けからの運用開始ということで、このことは同時に市内各学校の自校給食を終了するということになり、本議案を認めがたいのは、この点にあります。自校給食のよさは、づくり手の顔が見え、できたてを食べさせてあげることにあります。あり方検討委員会の答申でも、センター方式化が望ましいと結論づけながらもですが、自校給食のよさを生かした給食を目指していただきたいと明記され、また答申を受け、センター方式で統一すると結論を出した教育委員会の議論の中でも、教育委員からの、「自校方式では調理員の顔が見えて親密感があって食材ルーツもわかり、食育教育がしやすいと聞きますが、いかがですか」との質問に対して、事務局からは、「自校方式は調理員の顔が見えますので、食育教育の最大のメリットでだと考えます」と答えられています。

こういう自校給食が、紀の川市では学校給食法が公布される前から、古くは西貴志小学校では昭和29年から実施され、多くの学校で昭和30年代から実施されてきました。学校給食が実施されるまでにも、50年以上前には田中小学校では当時のお母さん方が学校に給食をつくりに行ったり、児童が家から持ってきた野菜などを使って、昼になると先生がスープをつくってくれたという取り組みもあったそうです。桃山小学校でも、家からまきを持ち寄ってお母さん方がおかずをつくってくれたということで、50年を経ても、当時つくってくれていた人の姿は、当時は子どもだった方たちの記憶に今も残っています。

紀の川市の自校給食は、その後、それぞれの学校の給食として高められ、例えば低学年と高学年で塩分濃度を変えて、低学年はより薄味にするとか、地元の納入業者は食材が高騰したときには、卸値のまま納入することがあるなど、給食をつくり上げる上で調理する人、食材を用意する人など、給食にかかわる方々の工夫や思いのこもった給食として、独自のよさ、給食文化を育んできました。

この自校調理方式をやめるということは、長年の歴史の中で各学校ごとに培われてきた

給食の文化、調理員をはじめとしたつくり手と子どもたちとの密接な交流というよさを終わらせることとなります。この議案が、仮に今学校給食が紀の川市で実施されておらず、子どもたちに給食を提供するために給食センターを建設するというものであれば、賛成できると思います。しかし、そうではなく、5町合併によって紀の川市になって、それまで実施されてきた市民サービスの一つの後退と言うしかありません。

よって、本議案に対して、反対するものです。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

2番 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（登壇） おはようございます。

私は、ただいま議題となっています議案第70号 工事請負契約締結について（河南学校給食センター建設工事）に賛成の立場から討論を行います。

河南学校給食センター建設については、平成24年度に用地取得費、平成25年度当初予算で建設工事費及び債務負担行為を議会において議決しているところであります。また、学校給食の施設整備についても、さきの紀の川市の望ましい学校給食のあり方検討委員会の答申を受けて、センター方式に統一と決定されています。

本議案にありますように、工事入札の手続も適正に行われており、「食育のまち」宣言をしている紀の川市として、子どもたちが給食を通じて食の大切さや食の安全性について学ぶために、河南学校給食センターの建設は必要であると考え、私の賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

それでは、議案第70号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第70号 工事請負契約の締結について（河南学校給食センター）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第62号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について から

議案第72号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定について まで

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第2、議案第62号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてから、議案第72号

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました4議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過及び結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る13日の本会議で付託のありました議案2件につきましては18日に、24日の本会議で付託のありました議案2件につきましては24日に、委員会を開催いたしました。

まず、去る6月18日に開催いたしました委員会につきましては、本庁6階委員会室1において、全委員の出席を得て、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案第62号については、全会一致をもって、議案第65号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第62号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、「新たに旅館業が追加されたらどのような設備が対象となるのか」とただしたのに対し、「国税の法人税の申告において特別償却の対象となった資産が対象となる」との答弁でした。

次に、議案第65号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について、「通学路の整備状況と危険個所の解消に向けた今後の取り組み」をただしたのに対し、「現在計画中の駅の西側につくる地下道には、JRや県とともに協議を調えながら一日でも早く完成するように進めている。また国道の歩道については、国土交通省に要望し、開校までに設置の工事をしていただくと聞いている。そのほか、地下道が完成するまでの間、線路沿いに市道の通学時間帯の通行規制を実施するほか、できる安全対策については関係各課と協議して進めていき、また生徒に対する通学指導や交通ルールを守るという指導も学校とともに取り組んでいる」との答弁でした。

次に、去る6月24日開催しました委員会につきましては、本庁舎6階委員会室2において、全員の出席を得て審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案第71号 紀の川市職員等の給与の特例に関する条例の制定について、議案第72号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定についての両議案については、ともに賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

「地方六団体が抗議声明を出している中、震災復興財源に充てるため、地方公務員の給与削減要請と、それに係る地方交付税減額措置が国の政策誘導として行われた。地方自治体の給与は、地方公務員法により、個々の自治体が条例で決めるのが本来であると思うが、給料は職員の方の生活給である中、子育て世代の真っ最中である職員が多い課長補佐級で一番高い給料はどのくらい減額となるのか、また労働組合との話し合いはどのくらいなされたのか」とただしたのに対し、「課長補佐級では、約1万円の減額となる。また、職員組合とは4回の交渉を行い、職員組合の要求も考慮した結果が今回の改正となっており、妥結という形で交渉は終わっている」との答弁でした。

以上、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております4議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第65号についての反対討論、19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 議案第65号 市立学校設置条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例の改定は、粉河中学校の改築移転に伴ってのものであります。耐震上、危険な校舎の改築については、安全ということを考えれば当然必要なことであります。しかし、移転については、移転先が現有地と比べて、この間も述べさせていただきましたが、一つは、教育環境に適しているのか、二つ目は、通学路の安全の確保ができるのか、三つ目は、災害時の避難場所として適切かなど、このようなことを考えても、学校の設置場所として適切ではないという立場で、この間、意見も述べ、議論もしてきました。

今も、なぜ移転なのかということの中で、先ほど述べた三つのことの中に、問題のある状況があります。ある議員さんは、移転改築が明らかになった後の議会での質問で、「粉河駅南西に移転するには不安な点もあります。まず、通学路であります。今度はほとんどの生徒は和歌山線の線路を越えての通学であり、開校までに安全な通学路ができることが望まれます」と、このように述べています。

全国では、通学路で重大な事故が発生し、通学路の緊急点検が実施され、改善が進められております。粉河中学校の移転先は、通学路の安全確保にも多額の事業費が要ることから、通学路の確保さえも難しいところだというふうに私は思います。そういうところになぜ学校を設置せねばならないのかということを考えても、本議案に賛成することはできな

いということをして、反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

9番 杉原 勲君。

○9番（杉原 勲君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第65号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、かねてより移転改築中であった粉河中学校について、住所を移転先に変更するため、条例を改正するものであります。平成21年に着工された粉河中学校移転改築工事は、本年の7月27日に竣工を迎え、9月の新学期から新校舎での授業が始まります。そのことによって、生徒はもちろん、保護者をはじめとする地域の皆さんが待ち望んでいた安全で安心して学べる校舎が完成し、その住所を変更するというので、何ら問題はないと考えております。

以上、議案第65号に対する私の賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第71号と議案第72号についての反対討論を許可しますが、反対する理由が2議案とも同じとのことですので、2議案まとめて反対討論をお願いいたします。

それでは、19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

岡田君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 議案第71号と今議長も言われました議案第72号は、趣旨が一緒ですので、地方交付税を削減をして、それに基づいて地方自治体が給料を削減しなさいよという趣旨は同じです。しかし、議案第72号については、個々の条例の中にある、個々の号についてはいろいろと検討していかなければならないという面もあると思いますが、そういう趣旨は同じなので、反対の立場から1号と2号一緒に討論をさせていただきます。

議案第71号は、職員等の給与の特例に関する条例の制定について、私は反対の立場から討論を行います。

この条例の制定は、市長等給与条例、それから教育長給与条例、一般職給与条例の特例を定めるものとなっておりますが、条例案第4条の一般職給与条例に関する特例に反対の立場から述べたいと思います。

今回の給与の削減は、地方交付税の削減を前提にされたということですが、今年度の地方財政計画で地方公務員給与削減の措置がされたときに、地方の6団体は、一つは、自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は自治の根本に抵触するという。それから、二つ目に、地方交付税は、地方固有の財源であって、国が政策誘導に利用することは許されないという、この2点の趣旨で抗議を行いました。

このように、今回の給与削減は、自治の根本にかかわる不当な削減であるというふうに言えます。公務員給与の削減は、地域経済や民間の給与にも連動してきます。今、政府みずからがデフレからの脱却を掲げて、財界に労働者の給与引き上げを要請しているときに、

人件費削減を地方に強要するなどということは、大変矛盾したことでもありますし、また景気の回復に逆行するということでもないでしょうか。

また、私は最後に、安全・安心なまちづくりということを言われますが、国民生活や命を支える国や自治体をつくろうとすれば、その具体的な仕事を行うのは公務員であります。こういう点からも、公務員の給与というものを考えていかなければならないということを経最後に述べて、討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論についても、賛成する理由が2議案とも同じとのことなので、2議案まとめて賛成討論をお願いいたします。

18番 竹村広明君。

○18番（竹村広明君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第71号紀の川市職員等の給与の特例に関する条例の制定について及び議案第72号 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

これら2議案は、東日本大震災の復興財源をつくるためという国からの要請を受けて、職員給与等を減額する特例条例を制定するものであります。給与減額分の地方交付税が削減される中、職員労働組合との合意もなされ、削減率も各職級に応じたものとなっております。震災の早期復興は、日本国民誰しものが願うところで、国・地方がお互いに力を合わせて乗り越えるべきと考え、議案第71号、議案第72号に対する賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第62号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第65号 紀の川市立学校設置条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号の採決を行います。

この採決も、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第71号 紀の川市職員等の給与の特例に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。のです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号の採決を行います。

この採決も、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第72号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の特例に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定について

議案第63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第3、議案第60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定についてと議案第63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

ただいま議題といたしました2議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案は2議案であります。委員会は、去る6月19日、本庁舎6階委員会室1において、7名の委員の出席を得て開催し、付託された案件について、

当局から説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました2議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定については、「会議の役割」についてただしたのに対して、「市が地域型の保育事業の要点を定めるときや子ども・子育て支援事業計画の策定や変更する際には、この会議の意見を聞く」との答弁でした。

次に、議案第63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正については、「現在の受給者数と改正による受給者への影響」についてただしたのに対して、「受給者数は1名で、改正しても特に影響は出ない」との答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） これより、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております2議案について、討論を行います。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） ただいま議題となっております2議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第61号 紀の川市ふるさと産品展示場条例の全部改正について から

議案第69号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第4、議案第61号 紀の川市ふるさと産品展示場条例の全部改正についてから、議案第69号 紀の川市道路線の廃止についてまでの5議案を一括議題とします。

ただいま議題としました5議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました5議案について、6月20日、市役所6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

審議の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決しています。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第61号 紀の川市ふるさと産品展示場条例の全部改正については、「貴志川観光物産センターを指定管理者制度に移行する経緯と経済的なメリット」についてただしたのに対し、「平成22年ごろから貴志川町に大型店舗が開店され、運営が非常に困難になってきた状況の中で判断した。また、メリットは、消費者が新鮮で新しいものを求めるところ、生産者には受け皿の確保が必要」との答弁でした。

以上で、審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） それでは、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております5議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております5議案について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第61号 紀の川市ふるさと産品展示場条例の全部改正については、委員会審査報

告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第64号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第67号 指定管理者の指定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第68号 紀の川市道路線の認定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第69号 紀の川市道路線の廃止については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第5、議案第66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（登壇） それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第66号のうち、本委員会の所管部分について、去る6月18日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、当局から付託案件について説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第66号のうち、本委員会の所管部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

2款、総務費、1項、総務管理費、11目、公平委員会費、1節、報償費について、「増額補正となった理由」をただしたのに対し、「職員から不服申し立ての審査が1件あったため」との答弁でした。

次に、10款、教育費、6項、保健体育費、5目、学校給食費、8節、報償費についての「平成22年設置した紀の川市学校給食のあり方に係る検討委員会において、献立作成、物資購入、食に関する指導等の業務は市の直営で行うものとします。給食業務のうち、調理・洗浄業務は市の直営、配送業務は民間委託で行うものとしますとの提案を受けているが、不都合な部分があるため、もう一度考えるということか」とただしたのに対し、「今回の意見を出していただく組織は、新たに学校給食センター運営方法と粉河給食センター、那賀給食センターを含めた市全体の構想を将来に向けて考えていくということも含めているが、前の検討委員会の答申も大事にしながら総合的な視野で議論を重ねていきたい。また、検討委員会の答申をそのまま受け入れるのではなく、教育委員会の委員でさらに議論を重ね、よりよいものにしていきたいと考えている」との答弁でした。

以上、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第66号のうち、本委員会の所管部分について、去る6月19日、本庁舎6階委員会室1において、7名の委員の出席を得て開催し、当局から説

明を受けた後、審査を行いました。

審議の結果、議案第66号のうち、本委員会の所管部分については、質疑もなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） では、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会の所管部分について、6月20日、市役所6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開会し、審査を行いました。

審議の結果、議案第66号のうち、本委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決しています。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、8款、4項、7目、街路事業費の県営街路事業負担金では、「事業内容」をただしたのに対し、「都市計画道路松井石町線の粉河駅西側から松井電気までの未整備区域を整備する事前測量、測量調査費の6分の1の負担金である」との答弁でした。

また、「松井電気から西側の整備と粉河中学校の通学路への整備」についてただしたのに対し、「松井電気から西へ行った踏切を越えて国道までは県で都市計画決定をし、今後改修をしていきたい。また、通学路、歩道やJRのアンダー等については、教育委員会と連携しながら、平成28年度をめどに進めていく」との答弁でした。

以上が、当委員会における審査の内容であります。これで審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、各常任委員長の報告が終了いたしました。

これより、質疑を行います。

委員長の報告に対して、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

議案第66号についての反対討論、14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

石井君。

○14番（石井 仁君）（登壇） 議案第66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。

反対の理由は、本予算中、5目、学校給食費、8節、報償費、委員報償費として22万4,000円が計上されていることからです。付託された総務文教常任委員会での教育部からの説明では、那賀・粉河・河南の3給食センターの運営について検討する委員会の委員報酬ということであり、具体的には、3センターの調理部門の民間委託の検討や再編も検討される委員会でもあります。

紀の川市の学校給食については、平成22年に設置された紀の川市の望ましい学校給食のあり方検討委員会がセンター方式に統一することが望ましいとする答申とあわせて、「紀の川市の望ましい学校給食のあり方案」という提言を出しています。ここには、給食業務のうち、調理・洗浄業務は市の直営、配送業務は民間委託で行うものとしますと明記され、答申と提言を協議した平成22年12月6日開催の教育委員会の会議録によれば、調理・洗浄業務は市の直営とした案を委員全員で承認しています。ですから、その後の市の説明では、公設公営と説明されてきました。しかし、突如、今年3月の当初予算の審査の中で、補正予算として検討委員会の開催を予算組みすることが説明され、本補正予算案で盛り込まれることになりました。

学校給食の調理業務の民間委託は、厚生労働省の告示に照らすと、発注者が責任を持ってかかわる限り偽装請負にならざるを得ず、つまり民間委託では責任を持った給食は実施できなくなってしまいます。紀の川市では、粉河や那賀の給食センターでも、また自校調理の各学校でも、栄養士さんと調理員さんが緊密なチームワークで給食づくりを行っており、より完成度の高い給食を提供してきています。

直営でこそできる給食を既に実施しているにもかかわらず、それを否定し、しかもこれまでのみずからの節目をほごにして、調理部門の民間委託を検討しようとする検討委員会の設置は認めることができませんので、本補正予算案に反対いたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

1番、榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（登壇） 私は、ただいま議題となっています議案第66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、現在流行している風疹から、妊婦とその子どもを守るためのワクチン接種に対する助成や市民体育館建設のための債務負担行為など、重要かつ緊急性の高い事業の補正予算です。

また、今回計上されています教育費の給食についての検討委員報酬については、以前の紀の川市の望ましい学校給食のあり方検討委員会の答申も大事にしながら、今回は総合的な視野から検討を行い、その答申を受けた後に教育委員会において議論を重ねることですので、子どもたちが安全でおいしい給食を毎日食することができることを最優先に検討していただくことを要望して、議案第66号に対する賛成討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）については、各委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会提出議案第1号 紀の川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第6、委員会提出議案第1号 紀の川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 松本哲茂君。

○7番（松本哲茂君）（登壇） それでは、私から、委員会提出議案第1号 紀の川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを地方自治法第109条第6項及び第7項並びに紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

当議案については、委員会において全会一致いたしましたので、委員会提出議案として提出いたします。

提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由といたしまして、議会議員の報酬を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間、規定による額から減額するため、条例を制定するものであります。

紀の川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の内容は、第1条では、本条例の趣旨を定め、第2条では、議員報酬について、議員報酬月額から議員報酬月額に100分の4を乗じて得た額に相当する額を減ずるとし、第3条では、報酬月額の計算時に生じる端数処理について規定しています。

附則として、施行期日を平成25年7月1日とし、失効は平成26年3月31日としております。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） 委員長の提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

これより、ただいま議題となっております議案に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております議案に対する討論を行います。

討論、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号 紀の川市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議員派遣の件について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣をすることに決しました。

日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 6月議会の最終日に当たり、一言御礼申し上げます。

慎重審議の結果、執行部から提案させていただきました案件につきましては、お認めをいただき、ありがとうございます。認めていただいたから、そのままやったらいいわということではなしに、いつも申し上げておりますが、少しでも節約できることは節約し、また市民のためになることは市民に還元できるように頑張っていかなきゃならないと、常々思っております。

そういうことで、議会、執行部が一体となって市発展のために今後も頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） それでは、平成25年第2回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る6月6日に開会し、本日までの23日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力いただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

ことは、梅雨入りが発表されたにもかかわらず、好天が続き、空梅雨かと心配しておりましたが、先日来より待ち望んでいた恵みの雨が降り、ほっとしているところですが、これからのシーズン、大雨による被害への備えも重要かと思えます。また、ことしの夏は猛暑との予想も出ています。議員各位におかれましては、体調に気をつけられ、ますます議員活動に精励されますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもって平成25年6月6日招集の平成25年第2回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さんでした。

（閉会 午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員